

令和2年度人事行政の運営等の状況の公表

「多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき
令和2年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

①職員の任免及び職員数に関する状況

多摩ニュータウン環境組合の職員は、構成市(八王子市、町田市、多摩市)からの派遣職員と
環境組合で採用した固有職員からなっています。派遣職員の派遣期間は、原則として3年です。

(1)所属別・職位別職員配置状況(派遣元別)(令和3年3月31日現在)

(単位:人)

| 派遣元 | 所属 職位 | 事務 局長 | 総務課 | | | | 施設課 | | | | 合計 |
|------|----------|----------|-----|------------|----|----|-----|------------|----|----|----|
| | | | 課長 | 担当主査 主査 | 主任 | 主事 | 課長 | 担当主査 主査 | 主任 | 主事 | |
| 八王子市 | | | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 4 |
| 町田市 | | | | 1 | | | | 1 | | | 2 |
| 多摩市 | | 1 | 1 | | 2 | 1 | | | 1 | 1 | 7 |
| 固有職員 | | | | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | 5 |
| 計 | | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 4 | 2 | 2 | 18 |

(2)固有職員の採用状況

令和2年度の職員採用はありません。

(3)固有職員の退職の状況

(単位:人)

| 定年退職 | 普通退職 | 合計 |
|------|------|----|
| 0 | 1 | 1 |

②職員の給与の状況

(1)人件費等の決算状況

(単位:円)

| 職員数 (人) | 給 与 費 | | | 市町村職員 共済組合 負担金 | 合 計 |
|------------|------------|------------|-------------|----------------------|-------------|
| | 給 料 | 職 員 手 当 | 計 | | |
| 18 | 75,540,428 | 65,842,077 | 141,382,505 | 27,187,266 | 168,569,771 |

【職員手当の内訳】

(単位:円)

| 扶養手当 | 地域手当 | 超過勤務手当 | 管理職手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
|------------|------------|-----------|-----------|------------|---------------|
| 2,737,000 | 13,154,788 | 1,894,060 | 3,940,000 | 19,972,824 | 18,270,630 |
| 通勤手当 | 住居手当 | 休日勤務手当 | 管理職特別 | 児童手当 | 退職手当組合 負担金 |
| 1,967,370 | 360,000 | 11,547 | 0 | 2,270,000 | 1,263,858 |
| 合 計 | | | | | |
| 65,842,077 | | | | | |

(2)職員の給与の状況(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

| 職員数 (A) | 給 与 費 | | | | 1 人 当 たり 給 与 (B / A) |
|------------|------------|------------|------------|-------------|------------------------------|
| | 給 料 | 職 員 手 当 | 期末勤勉手当 | 計(B) | |
| 18 | 75,540,428 | 24,064,765 | 38,243,454 | 137,848,647 | 7,658,258 |

※職員手当には児童手当、退職手当組合負担金は含まれてません。

(3)平均給料月額及び平均年齢 (令和2年4月1日 現在)

| 平 均 給 料 月 額 | 平 均 年 齢 |
|-------------|---------|
| 354,526 円 | 42.8歳 |

(4)特別職の報酬・給料等（令和2年4月1日 現在）（単位:円）

| 区分 | | 報酬等の月額 |
|------|------|--------|
| 管理者 | | 55,000 |
| 副管理者 | | 50,000 |
| 議会 | 議長 | 45,000 |
| | 副議長 | 40,000 |
| | 議員 | 35,000 |
| 監査委員 | 識見者 | 28,000 |
| | 議会選出 | 12,000 |

③職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分で、週38時間45分となっています。その他年次有給休暇の取得状況、特別休暇等の状況は次のとおりです。

(1)職員の勤務時間

| 1週間の正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 38時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午から1時間 |

(2)年次有給休暇の取得状況

| 付与人数 A | 付与日数 B | 取得日数 C | 平均取得日数 C/A | 取得率 C/B |
|--------|--------|--------|------------|---------|
| 18人 | 360日 | 292日 | 16.2日 | 81.1% |

(3)特別休暇等の状況

| 休暇の種類 | 付与日数・期間等 |
|----------|--------------------------------|
| 病気休暇 | 療養を必要とする期間 |
| 公民権行使等休暇 | 必要な時間 |
| 妊娠出産休暇 | 出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合は24週間)以内 |
| 母子保健健診休暇 | 必要な時間 |
| 妊婦通勤時間 | 1日1時間以内 |
| 育児時間 | 1日2回、それぞれ45分 |
| 出産支援休暇 | 2日以内 |
| 育児参加休暇 | 5日以内 |
| 妊娠症状対応休暇 | 10日以内 |
| 子の看護休暇 | 5日以内/年度 |
| 生理休暇 | 必要な期間 |
| 慶弔休暇 | 結婚=7日以内 忌引=死亡者の区分に応じ、1日から10日以内 |
| ドナー休暇 | 必要な期間 |
| リフレッシュ休暇 | 勤続⇒10年3日、20年5日、30年7日、35年6日 |
| 交通しゃ断等休暇 | 必要な時間 |
| 災害休暇 | 7日以内 |
| ボランティア休暇 | 5日以内/年度 |
| 短期の介護休暇 | 5日以内/年度 |
| 夏季休暇 | 7月1日から9月30日までの期間に5日以内 |
| 介護休暇 | 6ヶ月以内 |
| 育児休業 | 子が満3歳に達する日まで |
| 配偶者同行休業 | 3年以内 |
| 介護時間 | 1日2時間以内 |

④職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、職員が一定の事由がある場合に本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分には、免職、降任、休職、降給の4種類があります。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うために行う処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的としています。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

(1)処分数

令和2年度の処分はありません。

⑤職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければいけません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

(単位:人)

| 区分 | 内容 | 違反者 |
|------------|--|-----|
| 職務命令等に従う義務 | 職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければいけません。 | 0 |
| 職務専念義務 | 勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。 | 0 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはいけません。 | 0 |
| 守秘義務 | 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。 | 0 |
| 政治的行為の制限 | 職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなどといった政治的行為が禁止されています。 | 0 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は争議行為(ストライキ)等が禁止されています。 | 0 |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければいけません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。 | 0 |

⑥職員の研修の状況

(単位:人)

| 研修名 | 内容 | 受講人数 |
|------------|---------------------|------|
| 市町村職員研修所研修 | 要約力 | 1 |
| | アサーティブコミュニケーション | 1 |
| | ファシリテーション(管理・監督職向け) | 2 |
| | インバケット | 1 |
| 専門研修 | 工事検査科 | 1 |
| | 例規作成実務科 | 1 |
| | 図解表現力養成研修 | 1 |
| | ISOセミナー内部環境監査員養成コース | 2 |
| | 防災センター要員講習 | 2 |
| | 熱中症予防講習会 | 19 |
| | メンタルヘルス講習会 | 8 |
| | 普通救命講習(AED) | 9 |
| | 交通安全講習会 | 8 |
| | 公務員倫理等研修 | 18 |

⑦職員の人事評価の状況

多摩ニュータウン環境組合人財育成方針で規定する標準職務遂行能力を評価項目とし、職員が発揮した能力の評価と、個々の設定した目標の達成状況を評価する業績評価により人事評価を行っています。

⑧職員の退職管理の状況

職員で管理職であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけが禁止されています。また、再就職情報の届出義務があります。

(1)退職管理状況

令和2年度の該当はありません。

⑨職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)共済制度の状況

地方公務員法第43条では、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、傷害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定しており、その共済制度は、地方公務員等共済組合法で定められています。

共済組合が行う事業は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業に分かれています。各事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、掛金及び負担金の額は各共済組合の定款で定められています。多摩ニュータウン環境組合は、多摩地域の市町村で構成する東京都市町村職員共済組合に加入しています。

(2)健康診断等の実施 (単位:人)

| 区分 | 受診者数 |
|----------|------|
| 定期健康診断 | 20 |
| B型肝炎予防接種 | 0 |
| 破傷風予防接種 | 1 |

(3)公務災害補償制度 (単位:件)

| 加入団体 | 災害件数 |
|------------------|------|
| 地方公務員災害補償基金東京都支部 | 1 |

⑩公平委員会への申立等の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適切な措置がとられるべきことを要求することができます。

令和2年度の要求事案はありません。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。

令和2年度の申立て事案はありません。